

No. 17 設置場所の地番、地目等

設置場所の地番・地目等

区分	施設の所在地				地目	公簿面積	実測面積	所有者の住所及び氏名	
	市町村	大字	字	地番					
処理施設	最終処分場	倉吉市	国府	両長谷	1272, 1275, 1282-1, -2, 1283, 1284, 1285, 1286, 1287, 1288, 1295-1, -2, -3, -4, 1296, 1297	畑・山林等	33, 836㎡	40, 492㎡	鳥取県倉吉市中河原532-1 株式会社 小鴨
	破碎施設	倉吉市	国府	両長谷	1283 1296	畑・山林	11, 734㎡	12, 414㎡	鳥取県倉吉市中河原532-1 株式会社 小鴨
計							45, 570㎡	52, 906㎡	最終処分場敷地内に破碎施設あり

No. 18 設置場所の登記事項証明書

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成10年6月10日	不動産番号	2701000086742
地図番号	50-56-1	筆界特定	余白		
所 在	倉吉市国府字両長谷				余白
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
1272番	山林	2185		余白	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成10年6月10日	
余白	余白	6555		③1273番、1274番を合筆 〔平成18年6月28日〕	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和39年12月7日 第8551号	原因 黒塗り 所有者 黒塗り 順位1番の登記を移記
余白	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成10年6月10日
2	所有権移転	平成11年8月16日 第10257号	原因 平成11年8月5日売買 共有者 倉吉市生田364番地1 持分2分の1 菅 埜 元 晴 倉吉市生田364番地1 持分2分の1 菅 埜 京 子
3	合併による所有権登記	平成18年6月28日 第5350号	共有者 倉吉市生田364番地1 持分2分の1 菅 埜 元 晴 倉吉市生田364番地1 2分の1 菅 埜 京 子

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和元年10月28日
鳥取地方法務局倉吉支局

登記官

築 谷 和 行



表 題 部 (土地の表示)		調製	平成10年6月10日	不動産番号	2701000086745
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	倉吉市国府字両長谷			余白	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
1275番	山林	2185		余白	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成10年6月10日	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和18年10月14日 第2324号	原因 黒塗り 所有者 黒塗り 順位1番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成10年6月10日
2	所有権移転	平成23年2月7日 第656号	原因 黒塗り 所有者 黒塗り
3	所有権移転	平成28年5月31日 第3033号	原因 平成28年5月26日売買 所有者 鳥取県倉吉市中河原532番地1 株式会社小鴨

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和元年10月28日
鳥取地方法務局倉吉支局

登記官

築 谷 和 行



表 題 部 (土地の表示)		調製	平成10年6月10日	不動産番号	2701000086754
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	倉吉市国府字両長谷			余白	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
1282番1	畑	370		余白	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成10年6月10日	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和61年10月18日 第12887号	原因 黒塗り 所有者 黒塗り 順位3番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成10年6月10日
2	所有権移転	平成20年9月16日 第5994号	原因 黒塗り 所有者 黒塗り
3	所有権移転	平成27年10月21日 第5729号	原因 平成27年10月21日売買 所有者 鳥取県倉吉市生田3-6-4番地の1 菅 埜 元 晴

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和元年10月28日
鳥取地方法務局倉吉支局

登記官

築 谷 和 行



表 題 部 (土地の表示)		調製	平成10年6月10日	不動産番号	2701000086755
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	倉吉市国府字両長谷			余白	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
1282番2	畑	462		余白	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成10年6月10日	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和61年10月18日 第12887号	原因 黒塗り 所有者 黒塗り 順位3番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成10年6月10日
2	所有権移転	平成20年9月16日 第5994号	原因 黒塗り 所有者 黒塗り
3	所有権移転	平成27年10月21日 第5729号	原因 平成27年10月21日売買 所有者 鳥取県倉吉市生田3-6-4番地の1 菅 埜 元 晴

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和元年10月28日
鳥取地方法務局倉吉支局

登記官

築 谷 和 行



表 題 部 (土地の表示)		調製	平成10年6月10日	不動産番号	2701000086756
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	倉吉市国府字両長谷				余白
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
1283番	山林	6280		余白	
余白	畑	余白		②昭和31年10月30日変更 〔昭和45年12月11日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成10年6月10日	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和45年12月11日 第9972号	原因 黒塗り 所有者 黒塗り 順位1番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成10年6月10日
2	条件付所有権移転仮登記	平成28年8月17日 第4490号	原因 平成28年8月10日売買 (条件 農地 法第5条の許可) 権利者 鳥取県倉吉市中河原532番地1 株 式 会 社 小 鴨
	余白	余白	余白
3	所有権移転	平成30年3月29日 第1900号	原因 黒塗り 所有者 黒塗り

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和元年10月28日
鳥取地方法務局倉吉支局

登記官

築 谷 和 行



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D57.148 (5/10)

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成10年6月10日	不動産番号	2701000086757
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	倉吉市国府字両長谷			余白	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
1284番	山林	495		余白	
余白	畑	余白		②昭和31年10月30日変更 〔昭和45年12月11日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成10年6月10日	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和45年12月11日 第9972号	原因 余白 所有者 余白 順位1番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成10年6月10日
2	条件付所有権移転仮登記	平成28年8月17日 第4490号	原因 平成28年8月10日売買(条件 農地 法第5条の許可) 権利者 鳥取県倉吉市中河原532番地1 株 式 会 社 小 鴨
	余白	余白	余白
3	所有権移転	平成30年3月29日 第1900号	原因 余白 所有者 余白

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和元年10月28日
鳥取地方法務局倉吉支局

登記官

築 谷 和 行



表 題 部 (土地の表示)		調製	平成10年6月10日	不動産番号	2701000086758
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	倉吉市国府字両長谷			余白	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付【登記の日付】	
1285番	山林	1203		余白	
余白	畑	余白		②昭和31年10月30日変更 〔昭和45年12月11日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成10年6月10日	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和45年12月11日 第9972号	原因 余白 所有者 余白 順位1番の登記を移記
余白	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成10年6月10日
2	条件付所有権移転仮登記	平成28年8月17日 第4490号	原因 平成28年8月10日売買(条件 農地 法第5条の許可) 権利者 鳥取県倉吉市中河原532番地1 株 式 会 社 小 鴨
余白	余白	余白	余白
3	所有権移転	平成30年3月29日 第1900号	原因 余白 所有者 余白

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和元年10月28日
鳥取地方方法務局倉吉支局

登記官

築 谷 和 行



表 題 部 (土地の表示)		調製	平成10年6月10日	不動産番号	2701000086759
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	倉吉市国府字両長谷			余白	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕	
1286番	宅地	495	86	余白	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成10年6月10日	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和45年12月11日 第9972号	原因 黒塗り 所有者 黒塗り 順位1番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成10年6月10日
2	所有権移転	平成28年8月17日 第4489号	原因 平成28年8月10日売買 所有者 鳥取県倉吉市中河原5-32番地1 株式会社小鴨

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和元年10月28日
鳥取地方法務局倉吉支局

登記官

築 谷 和 行



表 題 部 (土地の表示)		調製	平成10年6月10日	不動産番号	2701000086760
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	倉吉市国府字両長谷			余白	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
1287番	山林	545		余白	
余白	畑	余白		②昭和31年10月30日変更 〔昭和45年12月11日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成10年6月10日	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和45年12月11日 第9974号	原因 黒塗り 所有者 黒塗り 順位2番の登記を移記
余白	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成10年6月10日
2	条件付所有権移転仮登記	平成28年8月17日 第4490号	原因 平成28年8月10日売買(条件 農地 法第5条の許可) 権利者 鳥取県倉吉市中河原5-3-2番地1 株 式 会 社 小 鴨
余白	余白	余白	余白
3	所有権移転	平成30年3月29日 第1900号	原因 黒塗り 所有者 黒塗り

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和元年10月28日
鳥取地方方法務局倉吉支局

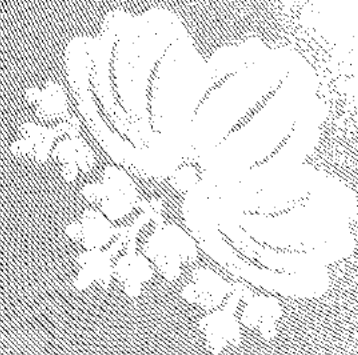
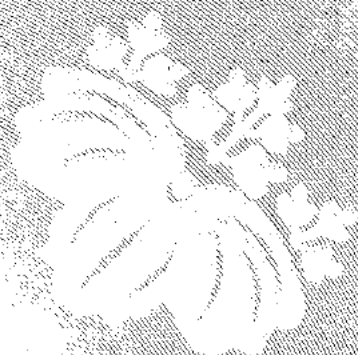
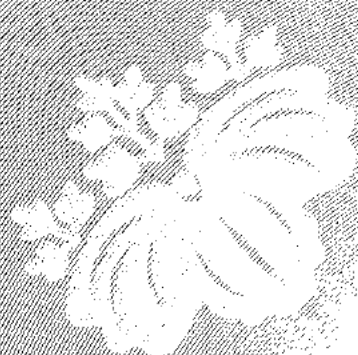
登記官

築 谷 和 行



表 題 部 (土地の表示)		調製	平成10年6月10日	不動産番号	2701000086761
地図番号	50-56-3	筆界特定	余白		
所 在	倉吉市国府字両長谷				余白
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
1288番	山林	1533		余白	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成10年6月10日	
余白	余白	5450		③1298番を合筆 〔平成18年6月28日〕	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和45年12月8日 第9878号	原因 黒塗り 所有者 黒塗り 順位1番の登記を移記
2	所有権移転仮登記	平成7年1月9日 第110号	原因 平成7年1月9日売買 権利者 倉吉市生田3.6.4番地1 持分2分の1 菅 堃 元 晴 倉吉市生田3.6.4番地1 2分の1 菅 堃 京 子 順位2番の登記を移記
	余白抹消	余白抹消	余白抹消
3	2番仮登記抹消	平成9年5月21日 第7124号	原因 平成9年4月28日権利放棄 順位3番の登記を移記
4	所有権移転	平成9年5月21日 第7125号	原因 平成9年4月28日売買 所有者 鳥取県倉吉市中河原532番地1 小 鴨 解 体 作 業 有 限 会 社 順位4番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成10年6月10日
5	合併による所有権登記	平成18年6月28日 第5351号	所有者 鳥取県倉吉市中河原532番地1 小 鴨 解 体 作 業 有 限 会 社
付記1号	5番登記名義人名称変更	平成21年5月18日 第2932号	原因 平成20年11月17日商号変更 商号 株 式 会 社 小 鴨



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和元年10月28日
鳥取地方法務局倉吉支局

登記官

築谷 和行



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D57148 (10/10)

2/2

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成10年6月10日	不動産番号	2701000086769
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	倉吉市国府字両長谷			余白	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
1295番1	畑	191		余白	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成10年6月10日	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和61年11月18日 第14098号	原因 黒塗り 所有者 黒塗り 順位3番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成10年6月10日
2	所有権移転	平成20年9月16日 第5994号	原因 黒塗り 所有者 黒塗り
3	所有権移転	平成27年10月21日 第5729号	原因 平成27年10月21日売買 所有者 鳥取県倉吉市生田364番地の1 菅 基 元 晴

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和元年10月28日
鳥取地方法務局倉吉支局

登記官

築 谷 和 行



表 題 部 (土地の表示)		調製	平成10年6月10日	不動産番号	2701000086770
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	倉吉市国府字両長谷			余白	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
1295番2	畑	307		余白	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成10年6月10日	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和61年11月18日 第14098号	原因 黒塗り 所有者 黒塗り 順位3番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成10年6月10日
2	所有権移転	平成20年9月16日 第5994号	原因 黒塗り 所有者 黒塗り
3	所有権移転	平成27年10月21日 第5729号	原因 平成27年10月21日売買 所有者 鳥取県倉吉市生田3-6-4番地の1 菅 楚 元 晴

これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

令和元年10月28日
鳥取地方法務局倉吉支局

登記官

築 谷 和 行



表 題 部 (土地の表示)		調製	平成10年6月10日	不動産番号	2701000086771
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	倉吉市国府字両長谷			余白	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
1295番3	畑	783		余白	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成10年6月10日	

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和61年10月18日 第12887号	原因 黒塗り 所有者 黒塗り 順位3番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成10年6月10日
2	所有権移転	平成20年9月16日 第5994号	原因 黒塗り 所有者 黒塗り
3	所有権移転	平成27年10月21日 第5729号	原因 平成27年10月21日売買 所有者 鳥取県倉吉市生田364番地の1 菅 桂 元 晴

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和元年10月28日
鳥取地方法務局倉吉支局

登記官

築 谷 和 行



表 題 部 (土地の表示)		調製	平成10年6月10日	不動産番号	2701000086772
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	倉吉市国府字両長谷				余白
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
1295番4	畑	730		余白	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成10年6月10日	

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和61年10月18日 第12887号	原因 黒塗り 所有者 黒塗り 順位3番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成10年6月10日
2	所有権移転	平成20年9月16日 第5994号	原因 黒塗り 所有者 黒塗り
3	所有権移転	平成27年10月21日 第5729号	原因 平成27年10月21日売買 所有者 鳥取県倉吉市生田364番地の1 菅 埜 元 晴

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和元年10月28日
鳥取地方法務局倉吉支局

登記官

築 谷 和 行



表 題 部	(土地の表示)	調製	平成10年6月10日	不動産番号	2701000086773
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	倉吉市国府字両長谷				余白
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
1296番	山林	5454		余白	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成10年6月10日	

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和47年1月7日 第52号	原因 黒塗り 所有者 黒塗り 黒塗り 順位2番の登記を移記
付記1号	1番登記名義人氏名更正	平成28年8月17日 第4488号	原因 黒塗り 氏名 黒塗り
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成10年6月10日
2	所有権移転	平成28年8月17日 第4489号	原因 平成28年8月10日売買 所有者 鳥取県倉吉市中河原5-3-2番地1 株 式 会 社 小 鴨

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和元年10月28日
鳥取地方方法務局倉吉支局

登記官

築 谷 和 行



表 題 部 (土地の表示)		調製	平成10年6月10日	不動産番号	2701000086774
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	倉吉市国府字岡長谷				余白
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
1297番	山林	2330		余白	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成10年6月10日	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和47年1月7日 第52号	原因 黒塗り 所有者 黒塗り 順位2番の登記を移記
付記1号	1番登記名義人氏名更正	平成28年8月17日 第4488号	原因 黒塗り 氏名 黒塗り
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成10年6月10日
2	所有権移転	平成28年8月17日 第4489号	原因 平成28年8月10日売買 所有者 鳥取県倉吉市中河原532番地1 株式会社小鴨

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和元年10月28日
鳥取地方法務局倉吉支局

登記官

築 谷 和 行

